

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 3 3
- 2 案件名 市・県民税定額減税等の対応に伴うコンビニ交付システム改修等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和6年(2024年)6月30日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
社名：富士フィルムシステムサービス株式会社
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
- (指定理由)
本件は現在使用しているコンビニ交付システムに対する改修業務であり、税務基幹システムの改修に伴うものである。著作権等の都合により、コンビニ交付サービスの利用契約をしている上記業者以外が作業を行うことは難しく、また上記業者に委託することで、効率的かつ安定的に作業を行うことができるため。
- 7 問合わせ先 課名：企画経営部市税収納室市民税課 内線：2445

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 (案件番号なし)
- 2 案件名 大量印刷用ページプリンタ 定期部品交換作業
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 履行期限 令和6年(2024年) 3月29日(金)
- 5 発注相手方 NECフィールドディング株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約にかかるページプリンタは、市民向けおよび内部用の大量帳票を出力するための機器であり、帳票が適切に印字できなくなった場合、市民・業務双方に大きな悪影響を及ぼします。

機器故障を未然に防ぐためには、交換周期を迎える前に部品交換が必要です。

当該ページプリンタのリース契約において、部品調達は保守事業者が担うものと取り決められているため、上記相手方を指定するものです。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課 内線：4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓委－ 2 1
- 2 案件名 帳票作成及び本人確認補助機器の保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年 (2024 年) 3 月 6 日から
令和 8 年 (2026 年) 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
住所 : 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 3 0 号
社名 : 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由
(根拠)
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書き
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

(指定理由)
本機器の調達及び研修にあたった、受注業者と物品売買 (物品供給) 契約を締結する際、仕様書に機器調達後、別途当該機器に関して本市と保守契約を締結すると取り決めされているため。
- 7 問合わせ先
課名 : 窓口サービス課 内線 : 2 4 9 4

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2212号
- 2 案件名 令和6年度介護保険制度改正対応システム改修業務委託(4月改正分)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 Japan 株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働している介護保険システムの開発、導入及び保守等の業務については、上記業者が行っており、同システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正に令和6年度介護保険制度改正対応システム改修への対応を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－31
- 2 案件名 宝塚市障害（がい）福祉情報支援システム令和6年度報酬改定対応改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年（2024年）3月29日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST
社名：富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
国の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害（がい）福祉情報支援システムの改修が必要となります。
現行の障害（がい）福祉情報支援システムは、富士通Japan株式会社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開発で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先 課名：障害（がい）福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 1
- 2 案件名 クリーンセンター施設清掃等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 7 年(2025)年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：東京都千代田区西神田 1 丁目 4 番 5 号
社名：テスコ 株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 7 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

すでに契約済みの、「ごみ焼却炉運転業務委託」と、同一敷地内の業務であり、活動同様の業務を含んでいるため、業務等を実施する上で、人員の削減が見込め、他の者に発注するよりも著しく有利な価格となる為、上記の者と随意契約を行う。

7. 問合わせ先

課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 2 1
- 2 案件名 ごみ焼却炉運転業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 9 年(2 0 2 7)年 9 月 3 0 日
- 5 契約相手方
住所：東京都千代田区西神田 1 丁目 4 番 5 号
社名：テスコ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

現在、業務対象となる施設は新設工事との調整を行いながら、現受託者である上記業者と協議のうえ、設備の集約・廃止を計画的に進めております。

このような状況で業務を履行できるのは、現状の設備について熟知している、上記法人において他にないことから、随意契約の相手方とします。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課